

平成 28 年度に実施した個別指導
において保険薬局に改善を求めた
主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

平 成 2 9 年 8 月

目 次

I	調剤等に関する事項	
1	処方せん	1
2	調剤等	2
3	処方せん、調剤録の保存	2
II	調剤技術料に関する事項	
1	調剤料又は調剤技術料に係る加算	2
III	薬学管理料に関する事項	
1	薬剤服用歴管理指導料	3
IV	薬剤料等の請求	
1	薬剤料	3
V	事務的事項	
1	届出事項	4
VI	その他	
1	保険請求に当たっての請求内容の確認	4

I 調剤等に関する事項

1 処方せん

(1) 処方せんの「処方」欄の記載不備

- ① 処方せんの受付に当たっては、用法・用量等の記載において不備な点がないことを確認し、不備な点がある場合には、処方医に対して積極的に疑義照会を行うとともに、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴に記載する等、業務の充実を図ること。
- ② 受け付けた処方せんの処方内容について、次の不備があるにもかかわらず漫然と調剤している例が認められた。処方せんの受付に当たっては、不備な点がないことを確認し、不備な点がある場合は、必要な疑義照会を行うこと。

また、このような不備が続く場合は、処方医・処方せん発行医療機関に改善を申し入れること。

ア 外用薬の使用部位に係る記載がない。

(2) 処方内容に関する薬学的確認

- ① 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われる場合（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）による承認内容と異なる用法・用量で処方されている等）には、処方医に対して積極的に疑義照会を行うとともに、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴に記載する等、業務の充実を図ること。
- ② 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない（処方医へ疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。

ア 薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの

- ・ 重篤な腎障害に対するアサコール錠
- ・ 心不全に対するメトグルコ錠 250 mg
- ・ 緑内障に対するアイトロール錠 20 mg

イ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

- ・ 難聴に対するメチコバル錠 500 μ g
- ・ 不眠時に対するエビリファイ錠 3 mg
- ・ パーキンソン病に対するエクセグラン散 20%

ウ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの

- ・ ラベプラゾールNa錠 10mg
- ・ 高齢者に対するデパス錠 0.5 mg
- ・ 高齢者に対するフルニトラゼパム錠 2 mg

エ 併用禁忌が疑われるもの

- ・ リバロ錠とベザトール SR 錠
- ・ アトルバスタチン OD 錠とトライコア錠
- ・ 前立腺肥大等による排尿障害のある患者に対するスピリーバ吸入用カプセルの投与

オ 重複投与が疑われるもの

- ・ バルサルタン錠とオルメテック錠
- ・ アムロジピンOD錠とアダラートCR錠
- ・ 塩酸ベニジピン錠とアゼルニジピン錠

カ 薬学的に問題があると思われる多剤併用が認められるもの

- ・ デイオバン錠とレニベース錠
- ・ レニベース錠とアバプロ錠
- ・ プレミネント配合錠LDとミカルディス錠 40mg

キ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの

- ・ 30日を超えるハルシオン錠の投与
- ・ 8週を超えるネキシウムカプセル20mgの投与
- ・ 12週を超えるネオール 25mgカプセルの投与

2 調剤等

(1) 調剤

- ① 一般名処方が行われた医薬品や処方医等が後発医薬品への変更を認めている時は、薬担規則に照らし、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行い、積極的に後発医薬品を調剤するよう努めること。

(2) 調剤済み処方せんの取扱い（調剤済み処方せんの記載事項の不備）

- ① 調剤済になった処方せんについて、次の事項を記載していない、又は記載が不適切な例（不鮮明・不明瞭も含む。）が認められたので改めること。
 - ・ 調剤済年月日
 - ・ 調剤した保険薬局の所在地
 - ・ 調剤した保険薬局の名称
 - ・ 保険薬剤師の署名又は氏名の記載及び押印

3 処方せん、調剤録の保存

- ① 処方せん・調剤録の整理について、処方せんが複数枚にまたがる場合は、すべての処方せんと調剤録を糊付け等で一体のものとして整理し、保管すること。

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料又は調剤技術料に係る加算

(1) 自家製剤加算

- ① 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので、改めること。
 - ・ 自家製剤を行った場合、調剤録等に製剤工程を記載していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 薬剤服用歴の記録

- ① 薬剤服用歴の記録に服薬指導の記録が乏しいことから、処方せんの受付の都度、患者の服薬状況・服薬期間中の体調の変化を確認し、重大な副作用を中心にモニターを行う等、指導内容の充実を図るとともに、薬剤服用歴への指導内容の要点記載をさらに充実させ、患者への指導により活用できる記録となるよう努めること。
- ② 薬剤服用歴の記録について、次の事項を記載していない。
 - ア 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況
 - イ 手帳による情報提供の状況
- ③ 薬剤服用歴管理指導料の算定に当たっては、指導内容が画一的にならないよう、患者に即した指導に努めること。
- ④ どのような副作用等に着眼して聴取を行ったかなど、薬学的な観点から聴取・確認した内容を記載し、患者への指導により活用できる記録となるよう努めること。
- ⑤ 副作用の眠気に対して運転等危険な作業に注意を促していない例が認められたので改めること。なお、車の運転の有無については、薬剤服用歴に記載しておくこと。特に、「車の運転禁止」とある薬剤の服用に当たっては、運転に注意するようではなく、禁止と伝えるとともに、その旨を薬剤服用歴に記載しておくこと。

(2) 薬剤服用歴の記録の保存等（電磁的記録の場合）

- ① 電子媒体による保存において、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 真正性について、パスワードの更新期限が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第4.3版）」に準拠していない。（最長でも2か月以内）

(3) 特定薬剤管理指導加算

- ① 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 対象となる医薬品に関して、患者又はその家族に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。
 - イ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品に対して算定している。
 - ・ 高血圧症に用いたピソプロロールフマル酸塩錠 0.625 mg
- ② 特定薬剤管理指導加算の対象医薬品が複数処方されている場合は、すべての医薬品について、必要な薬学的管理及び指導を行うよう努めること。
- ③ 特定薬剤管理指導加算の算定にあたって、指導内容が画一的な例が認められるので、患者に即した指導に努めること。

Ⅳ 薬剤料等の請求

1 薬剤料

- ① 薬剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 内服薬につき、1剤とすべきところ2剤として算定している。

V 事務的事項

1 届出事項

- ① 次の届出事項についての変更が生じた場合は、「届出事項変更（異動）届」により、速やかに届け出ること。
 - ・ 保険薬剤師の異動

VI その他

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

- ① 調剤報酬請求時には、保険薬剤師は必ず、処方せん、調剤録、薬剤服用歴の記録及び調剤報酬明細書を確認すること。